【資料１】

企業等の推薦に関する目安について

１．年間を通じて継続性を伴う活動については，その活動が月１回以上又はそれと同程度の活動があると認められるものを対象とする。

ただし，当該活動と連動する地域団体の事業が年間数回程度，または，不定期のものはこの限りではない。

なお，感謝状贈呈後，５年間は同一企業等への感謝状贈呈は行わない。

２．次の活動は対象としない。

・地域団体が行なう夏祭りなどへの寄付や協賛など，金銭のみの協力
・市から補助金等の交付又は事業の委託等を受けて行われている活動
ただし，活動内容又は寄付が補助事業等又は委託業務等の範囲を超えていることが明らかである場合は対象とすることができる

【活動例】

○ 安全・安心に関する事業（交通安全，防災及び防犯）
・登下校時間帯に交差点の歩行者誘導のため従業員を派遣
・災害時の支援体制などの協定，覚書などを締結　　など

○ 子どもに関する事業（子どもの健全育成・非行防止）
・場所の提供や機材の貸出，スタッフとして社員を派遣して子ども会の活動を支援
・地元小・中学校の児童・生徒を工場見学，職場体験に招待
・子育て中の親が集える場として育児カフェを定期的に開催　など

○ 環境に関する事業（環境美化及びごみ減量・リサイクル推進）
・地域の一斉清掃などの活動に従業員を派遣
・地域の集団回収に従業員の派遣やリサイクル資源提供など積極的に協力　など

○ 健康に関する事業（健康づくり及び集団献血）
・地域の健康フェスタにおいて従業員をボランティアとして派遣
・献血における献血バス受入の場所として駐車場を提供　など

○ スポーツに関する事業（スポーツ・レクリエーション）
・自治協議会主催のスポーツイベントに社内サークル活動者を指導者として派遣
・三世代交流イベントのスタッフとして社員を派遣　など

○ 男女共同参画に関する事業
・店舗の調理場を使用して男性向け料理教室を定期的に開催

○ その他地域の活性化や課題解決につながる事業
・外出困難者のために所有する車両などの貸出，移動等の支援
・近隣住民も参加できるイベントを定期的に企画・開催
・地域団体の役員となった社員に手当支給やボランティア休暇の制度を創設
・事業所が地域団体の賛助会員となっている。地域活動者として社員を派遣
・事業所の専門性を活かした地域活動支援（自治会ＨＰ・ブログの作成など）

○独自の取組
・業務での外回りを防犯パトロールと兼ねて取り組む（社用車等にステッカー貼付）
・高齢者や会社の出入口前のバス停利用者のために，会社の敷地に長椅子の設置
・近くの河川敷に四季折々の季節の花を植える活動を実施
・事業所の通学路に面している歩道沿いにプランターを設置して環境美化に努める

３．これはあくまでも目安とし，推薦についてはこれによらず，それぞれでの判断によるものとする。

【資料２】

地域のまち・絆づくり応援企業・商店街等感謝状贈呈について

１　感謝状贈呈候補者数について

	第２回
候補者数	２９
地域団体からの推薦	２０
“ふくおか”地域の絆応援団の登録企業等	９

２　今後のスケジュール

（１）明日以降，感謝状贈呈者への通知

（２）11 月 30 日（木）　感謝状贈呈式（ももちパレス：“共創”自治協議会サミット）